

(目的)

この法律は、電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もつて電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

この法律において「一般用電気工作物等」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。以下同じ。）及び小規模事業用電気工作物（同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。以下同じ。）をいう。

この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物（小規模事業用電気工作物及び発電所、変電所、最大電力五百キロワット以上の需要設備（電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内（発電所又は変電所の構内を除く。）に設置する電気工作物（同法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。）の総合体をいう。）その他の経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。

この法律において「電気工事」とは、一般用電気工作物等又は自家用電気工作物を設置し又は変更する工事をいう。ただし、政令で定める軽微な工事を除く。

この法律において「電気工事士」とは、次条第一項に規定する第一種電気工事士及び同条第二項に規定する第二種電気工事士をいう。（電気工事士等）

第三条 第一種電気工事士免状の交付を受けてい る者（以下「第一種電気工事士」という。）でなければ、自家用電気工作物に係る電気工事（第三項に規定する電気工事を除く。第四項において同じ。）の作業（自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。）に従事してはならない。

第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けている者（以下「第二種電気工事士」という。）でなければ、一般用電気工作物等に係る電気工事の作業（一般用電気工事の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。）に従事してはならない。

3 自家用電気工作物に係る電気工事のうち經濟産業省令で定める特殊なもの（以下「特殊電気工事」という。）については、当該特殊電気工作物に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者（以下「特種電気工事資格者」という。）でなければならない。

4 自家用電気工作物に係る電気工事のうち經濟産業省令で定める簡易なもの（以下「簡易電気工事」という。）については、第一項の規定にかかわらず、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定電気工事従事者」という。）は、その作業に従事することができる。

5 都道府県知事は、電気工事士免状（昭和三十九年法律第二百三十号）第二十八条第一項の規定に違反したときには、その電気工事士免状の返納を命ずることができる。

6 都道府県知事は、電気工事士がこの法律又は電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十八条第一項の規定に違反したときは、その電気工事士免状の返納を命ずることができる。

7 電気工事士免状の交付、再交付、書換え及び返納に關し必要な事項は、政令で定める。

（特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証）

第四条 電気工事士免状の種類は、第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状とする。

2 電気工事士免状は、都道府県知事が交付する。

3 第一種電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

4 第二種電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができる。

5 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、経済産業省令で定める電気に関する工事に関し

一 第二種電気工事士試験に合格した者

二 経済産業省令で定める実務の経験を有する者

三 第二種電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができる。

4 第一種電気工事士試験に合格した者

一 第二種電気工事士試験に合格した者

二 経済産業省令で定める実務の経験を有する者

三 第二種電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができる。

5 第一種電気工事士試験に合格した者

一 第二種電気工事士試験に合格した者

二 経済産業省令で定める実務の経験を有する者

三 第二種電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができる。

の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二 この法律の規定に違反し、罰金以上の刑又は処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者

三 都道府県知事は、電気工事士がこの法律又は電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十八条第一項の規定に違反したときは、その電気工事士免状の返納を命ずることができる。

4 電気工事士免状の交付、再交付、書換え及び返納に關し必要な事項は、政令で定める。

（特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証）

第五条 電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者は、一般用電気工作物に係る電気工事の作業（第三条第二項の經濟産業省令で定める作業を除く。）に従事するときは電気用品安全法第五十六条第一項の經濟産業省令で定めた技術基準に、小規模事業用電気工作物に係る電気工事の作業（第三条第二項及び第三項の經濟産業省令で定める作業を除く。）に従事するときは同法第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合するようにその作業をしなければならない。

第六条 電気工事士試験の種類は、第一種電気工事士試験及び第二種電気工事士試験とする。

2 第一種電気工事士試験は自家用電気工作物の保安に関する必要な知識及び技能について、第二種電気工事士試験は一般用電気工作物等の保安に関する必要な知識及び技能について行う。

3 電気工事士試験は、経済産業大臣が行う。

4 電気工事士試験の試験科目、受験手続その他

5 電気工事士試験の実施細目は、政令で定める。

6 都道府県知事は、電気工事士試験に關し、必

要があると認めるときは、経済産業大臣に対し意見を申し出ることができる。

（指定試験機関の指定等）

第七条 経済産業大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、電気工事士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 前項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 経済産業大臣は、第一項の指定をしたとき

年以内に、經濟産業省令で定めるところにより、經濟産業大臣の指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以後についても、同様とする。

二 この法律の規定に違反し、罰金以上の刑又は処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者

三 都道府県知事は、電気工事士がこの法律又は電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十八条第一項の規定に違反したときは、その電気工事士免状の返納を命ずることができる。

4 電気工事士免状の交付、再交付、書換え及び返納に關し必要な事項は、政令で定める。

（特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証）

第五条 電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者は、一般用電気工作物に係る電気工事の作業（第三条第二項の經濟産業省令で定める作業を除く。）に従事するときは電気用品安全法第五十六条第一項の經濟産業省令で定めた技術基準に、小規模事業用電気工作物に係る電気工事の作業（第三条第二項及び第三項の經濟産業省令で定める作業を除く。）に従事するときは同法第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合するようにその作業をしなければならない。

第六条 電気工事士試験の種類は、第一種電気工事士試験及び第二種電気工事士試験とする。

2 第一種電気工事士試験は自家用電気工作物の保安に関する必要な知識及び技能について、第二種電気工事士試験は一般用電気工作物等の保安に関する必要な知識及び技能について行う。

3 電気工事士試験は、経済産業大臣が行う。

4 電気工事士試験の試験科目、受験手續その他

5 電気工事士試験の実施細目は、政令で定める。

6 都道府県知事は、電気工事士試験に關し、必

要があると認めるときは、経済産業大臣に対し意見を申し出ることができる。

（指定試験機関の指定等）

第七条 経済産業大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、電気工事士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 前項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 経済産業大臣は、第一項の指定をしたとき

(欠格条項)	第七条の二 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の指定を受けることができない。
	一 第七条の十二第三項の規定により指定を取扱い消され、その取消しの日から二年を経過しない者
	二 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいる者
	イ この法律又はこの法律に基づく处分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
	ロ 第七条の八の規定による命令により解任された日から二年を経過しない者
	(指定の基準)
	第七条の三 経済産業大臣は、他に第七条第一項の指定を受けた者なく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
	一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他一事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。
	二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
	三 一般社団法人又は一般財團法人であること。
	四 試験事務以外の業務を行つてゐる場合は、その業務を行うことによつて試験事務が公正になるおそれがないものであること。
	(試験事務規程)
	第七条の四 指定試験機関は、試験事務に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
	2 試験事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。
	3 経済産業大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができ。休止し、又は廃止してはならない。
	(試験事務の休止)
	第七条の五 指定試験機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)	第七条の六 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(指定期を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅延なく、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
	2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。
	(役員の選任及び解任)
	第七条の七 指定試験機関の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
	(役員の解任命令)
	第七条の八 経済産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律に基づく处分を含む。若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。
	(電気工事士試験員)
	第七条の九 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、電気工事士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、電気工事士試験員(以下「試験員」といいう。)に行わせなければならない。
	2 指定試験機関は、試験員を選任しようとするときは、経済産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。
	3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。試験員に変更があつたときは、同様とする。
	4 前条の規定は、試験員に準用する。
	(秘密保持義務等)
	第七条の十 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
	2 試験事務に從事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
	(立入検査)
	第七条の十一 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務に關する権限を付与する。

(聴聞の方法の特例)	第七条の十二 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の役員若しくは一部を休止する場合を含む。又は第七条の十三の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
	2 第七条の八(第七条の九第四項において準用する。)第十七条の八(第七条の九第四項において準用する。)第十七条の十六 指定試験機関が行う試験事務に係る处分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、審査請求することができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。
	3 第七条の十三 経済産業大臣は、指定試験機関がこの法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。
	(指定の取消し等)
	第七条の十四 経済産業大臣は、第七条の三第三号に適合しなかつたときは、その指定を取り消さなければならない。
	2 経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
	3 第七条の二第二号に該当するに至つたときは、第七条の四第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。
	4 第七条の四第四項、第七条の八(第七条の九第四項において準用する場合を含む。)又は前条の規定による命令に違反したとき。
	四 第七条の五、第七条の六、第七条の九第一項から第三項まで又は次条の規定に違反したとき。
	五 不正の手段により指定を受けたとき。
	(帳簿の記載)
	第七条の十五 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務に關し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(公示)	第七条の十六 経済産業大臣が前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機関が天災その他的事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となる場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
	2 第七条の五の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は第七条の十三の規定により經濟産業大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。
	3 第七条の十三の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
	4 前条第一項の規定により經濟産業大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うことにより、保存しなければならない。
	(聴聞の方法の特例)
	第七条の十七 第四条第六項、第四条の二第六項、第七条の八(第七条の九第四項において準用する。)

するとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第ノ条 削除（報告の數取）

（報告の数）

第九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者に対し、電気工事の業務に関する報告をさせることができる。

度において、指定試験機関は文書の業務を経理の状況に関し報告をさせることができることとする。

第十条 雷

特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の交付若しくは再交付若しくは書換えを受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならぬ。

前項の手数料は、経済産業大臣が行う電気工事士試験を受けようとする者又は特種電気工事從事者認定証若しくは認定電気工事從事者認定証の交付若しくは再交付若しくは書換えを受けようとする者の納めるものについては国庫の、指定試験機関がその試験事務を行なう電気工事士試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の収入とする。

第十二条の二 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、産業保安監督部長に行わせることができる。

第十三条 第七条の十第一項の規定に違反した者

第十三条の二 第七条の十三第一項の規定によるは、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二三十日以下の罰則又は三ヶ月以下の罰金

は一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

定に違反した者は、三月以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。

第十四条の二 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の五の許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

二 第七条の十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第七条の十四第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

四 第九条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五条 第九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第六条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 正当な理由なく、第四条第六項の規定による命令に違反して電気工事士免状を返納しなかつた者

二 正当な理由なく、第四条の二第六項の規定による命令に違反して特種電気工事資格者の認定証又は認定電気工事従事者認定証を返納しなかつた者

附 則

1 この法律は、昭和三十五年十月一日から施行する。ただし、第三条、第七条から第九条まで及び第十四条から第十六条までの規定は、公布の日から起算して二年六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第八条の規定の施行の際現に電気工事の業務を行なつてゐる電気工事士は、同条の施行の日から一月以内に、同条の通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

3 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附 則 (昭和三六年一月一六日法律第二三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一一号) 抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお從前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政手続での裁決による改訂前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

7 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行に関する期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三九年七月一日法律第一七〇号）抄
1 この法律は、この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年五月三〇日法律第五八号）抄
1 この法律は、この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月一〇日法律第三百三十一條の規定 昭和五十八年一二月一日施行期日等）	
八三号抄	（施行期日）
（その他の処分、申請等に係る経過措置）	第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 一から三まで 略
（その他の行為とみなす）	四 第三十六条中電気事業法第五十四条の改正規定、第三十八条の規定（電気工事士法第八条の改正規定を除く。）並びに附則第八条第三項及び第二十二条の規定 昭和五十九年十二月一日
（罰則に関する経過措置）	第五十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第十六条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
（第六条）	第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条又は第十条の規定により從前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二条、第三十六条、第三十七条又は第三十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則（昭和六二年九月一日法律第八四）

（施行期日）抄
（電気工事士法の一部改正に伴う経過措置）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の電気工事士法（以下「新電気工事士法」という。）第三条第一項及び第三項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から二年間は、適用しない。

第三条 第一条の規定による改正前の電気工事士法（以下「旧電気工事士法」という。）第四条第一項の規定により交付された電気工事士免状は、新電気工事士法第四条第二項の規定により交付された第二种電気工事士免状とみなす。

第四条 旧電気工事士法第六条第一項に規定する電気工事士試験に合格した者は、新電気工事士法第六条第一項に規定する第二种電気工事士試験に合格した者とみなす。

第五条 旧電気工事士法第四条第二項第二号の通商産業大臣が指定する養成施設において同号の通商産業省令で定める電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者は、新電気工事士法第四条第四項第二号の通商産業大臣が指定する養成施設において同号の通商産業省令で定める第二种電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者とみなす。

第六条 旧電気工事士法第四条第一項の規定により電気工事士免状の交付を受けた後通商産業省令で定める電気にに関する工事に関し三年以上の実務の経験を有する者は又は当該電気にに関する工事に關し十年以上の実務の経験を有する者であつて、施行日から起算して二年を経過する日までの間に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の指定する者が行う自家用電気工作物（新電気工事士法第二条第二項に規定する自家用電気工作物をいう。以下同じ。）の保安に関する講習を修了したものは、新電気工事士法第四条第二項第一号に該当する者とみなす。

第七条 旧電気工事士法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新電気工事士法の相違規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

附 則（平成五年一月一二日法律第八八号）抄

（施行期日）

第八十八号の施行の日から施行する。

（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）
第一条 この法律の施行前に法令に基づき審議会

その他の合議制の機関に對し行政手続法第十三

条に規定する諮詢又は弁明の機會の付与の手続

を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場

合においては、当該諮詢その他の求めに係る不

利益処分の手続に関しては、この法律による改

正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前

の例による。（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらそのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規

規範により行われたものとみなす。（政令への委任）

（第十五条）附則第二条から前条までに定めるもの（ほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める）

（第十六条）附則（平成七年四月二一日法律第七五）

（政令への委任）

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及

る規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされなければならぬ事項についてその手続がされなければならないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（第十七条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第十八条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第十九条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第二十条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第二十一条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第二十二条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第二十三条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第二十四条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第二十五条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第二十六条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第二十七条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第二十八条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第二十九条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第三十条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第三十一条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第三十二条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第三十三条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第三十四条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第三十五条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第三十六条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第三十七条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第三十八条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第三十九条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第四十条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第四十一条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第四十二条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第四十三条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第四十四条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第四十五条）この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

可等の处分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の例による。

（施行期日）

（第十八条）附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及

る規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされなければならない事項についてその手続がされなければならないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（第十九条）附則（平成一一年五月二二日法律第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。

（第二十条）附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。

（第二十一条）附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（第二十二条）附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（第二十三条）附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（第二十四条）附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（第二十五条）附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（第二十六条）附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（第二十七条）附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（第二十八条）附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

三 第一条の規定（前二号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十七条第一項第一号の改正規定（第九十八条第一号）を「第九十八条第一項第一号」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第五条中独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十二条第二項に一号を加える改正規定、同法第十二条第一号の改正規定及び同法第十四条第一項の改正規定（までに下に「掲げる業務並びに同条第二項第三号に」を加える部分に限る。）並びに附則第七条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）を施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 附則第十九条の規定（公布の日）

二 略

三 第四条の規定（電気事業法目次の改正規定（第五款 承継（第五十五条の二）を「/認定高度保安実施設置者（第五十五条の三）第五十五条の十三）/」に改める部分に限る。）、同法第二章第二節に一款を加える改正規定、同法第一百五条の次に一条を加える改正規定、同法第一百十条第一号の改正規定（第五十一条の二第三項）の下に「第五十五条の六号」とし、同項第四号の次に二号を加える改正規定（同項第四号の二に係る部分に限る。）、同法第一百十二条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に二号を加える改正規定及び同条第八号の次に一号を加える改正規定を除く。）並びに附則第四条、第五条、第八条から第十条まで、第十五条及び第十八条の規定（公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日）

第十九条 （政令への委任）
この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。